

損益通算封じ!?

～300万円以下は雑所得?～

令和5年6月作成



今から少し前の話です。2022年8月1日に国税庁が通達改正のパブリックコメントを募集しました。内容は簡単に言うと「**年収300万円以下の副業は原則として雑所得とする**」というものです。関係ない人にとっては何のことかわからないと思いますが、国税庁が以前から問題視していたことがあります。それは「**高額な給与所得者が、副業を装って、その副業で赤字を計上することにより、給与から源泉徴収された税金の還付を受ける**」という租税回避（場合によっては脱税）が散見されるようになったことです。差異はあるのですが、あくまでイメージとして簡単に解説すると、「**給与所得1,000万円、所得税が100万円**」の人が、「**事業所得で赤字を500万円計上**」すると、「**源泉徴収された税金から80万円が還付される**」ということが出来るのです。まあ、この仕組みにはそれほど問題ないと思いますし、実際に損が生じているのであれば、日本の所得税制上、当然の話です。国税庁が問題視したのは「**高額給与所得者が、還付を受けるために赤字を計上する事業を行っている（ように装っている）**」という点だと考えられます。給与所得に関しては、ほぼその所得金額に争いが生じることはありません。個別の経費を計上する代わりに給与所得控除という、実際にはそんな多額の経費が掛かるはずもない金額のみなし経費を計上しているからです。しかし、そこまでです。もしも事業を行っている、経費の額はいくらかでも増え、赤字になる可能性があります。そして単に赤字と言うだけならば税金がかからないで終わりです。しかし事業所得以外に所得、この場合給与所得があると、給与所得と損益通算ができるのです。この仕組みを逆にとらえて給与所得者が事業の赤字を計上することで、会社で源泉徴収された税金の一部（あるいは全部）の還付を受けることが出来るのです。

別に正しい計算により事業所得が赤字であれば問題はないのですが、**給与所得と違い事業所得は自分で経費の集計をして計算する**ものです。つまり、**税務署としては、その計算内容を調査しないと、計算が正しいかどうかの確認ができない**のです。そのための手間暇は相当です。そこで、**入口から、上記の様なスキームを悪用していると考えられる手法自体を封じてしまおうという乱暴ともいえる考えが、上記のパブリックコメントで出てきた通達の改正**です。雑所得の場合、法律上損益通算ができないことになっているからです。

しかし、**異例ともいえる7,000件を超える反対意見が寄せられた**ため、上記の通達改正は見送られることになりました。その内容を修正し、**単に金額で判断するのではなく、「事業として行っているというのであれば、取引記録をきちんと帳簿に記載して保存しなさい」ということとしました**。そもそも現在は白色申告の事業所得者であっても帳簿の保存義務を備けているので、**実質的には何も改正できなかったに等しい**ともいえます。とは言え、**帳簿の備え付けがない時点で損益通算は認めないよ、という風に線引きできただけでも国税庁としては大きな前進**なのでしょう。

ただ、個人的には折角事業を行おうという気概があるのであれば、税金の還付を受けられるからというようなセコイ考えではなく、**所得を増やそう、という前向きな考えで行う**ほうが余程いいと思います。

取引の記録
と帳簿の保存
が大事

仕訳帳

総勘定
元帳